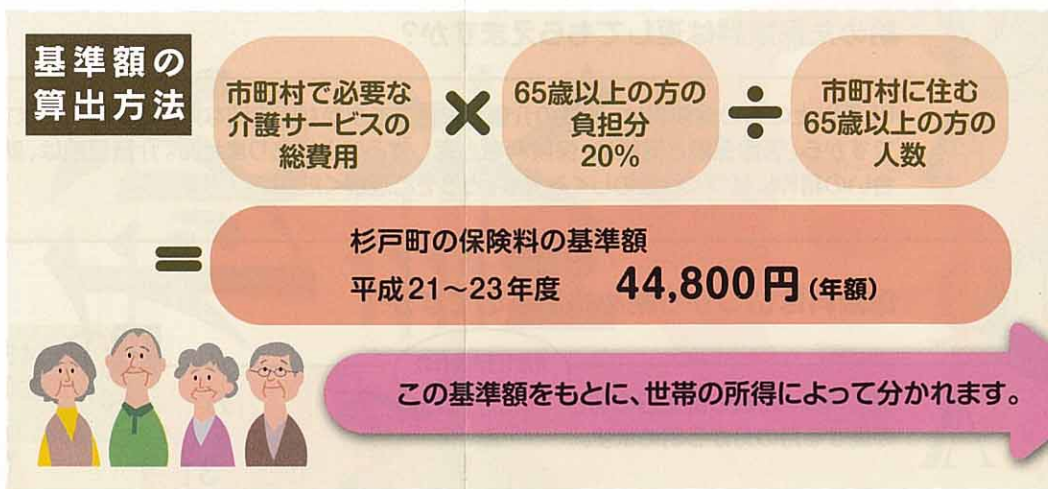
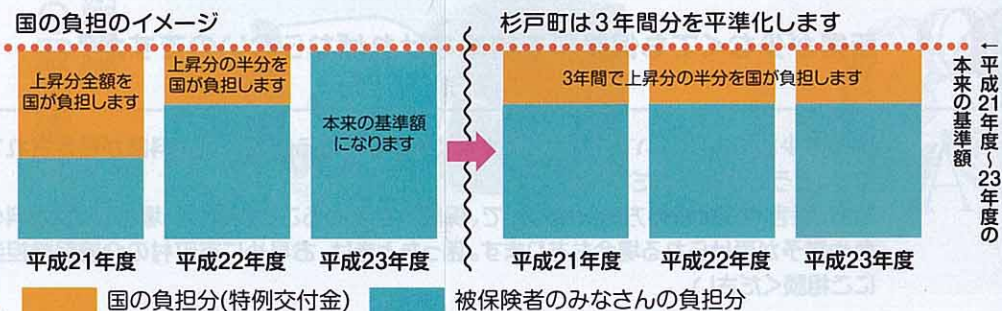


保険料はどのように決まるの？

65歳以上の方の保険料額は、各市町村で今後3年間に必要な介護保険の総費用から算出された「基準額」をもとに、原則としてその方の世帯の所得に応じて決められます。



平成21年度から、介護サービス費用が改定されました。改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、21～23年度に限り、国が一部を負担し、被保険者の負担を軽減します。市町村によって、年度ごとに基準額が異なる場合と、3年間分を平準化させる場合があります。



所得段階	対象となる方	負担割合	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.5	22,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、本人の合計所得金額 ^{※2} と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.5	22,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方(第2段階に該当しない方)	基準額 × 0.75	33,600円
特例 第4段階	世帯内に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.95	42,500円
第4段階	世帯内に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 × 1.0	44,800円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	56,000円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.5	67,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	基準額 × 1.75	78,400円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です
 ※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です